

古事類苑

歲時部八

攝關大臣正月大饗

攝關大臣正月ノ初ニ方リ、盛ニ宴ヲ私第二張リ、請客使ヲ發シ、親王公卿ヲ招ク、之ヲ大饗ト云フ、常ニ母屋ニテ行フヲ以テ、ニ之ヲ母屋ノ大饗トモ云ヘリ、此日朝廷ヨリ使ヲ其第二遣シテ、牛酪ト栗子トヲ賜フ、是ヲ蘇甘栗ノ使ト稱ス、又其第二テハ、鷹飼、犬飼ヲシテ庭上ニ出デシム、其故ラニ雉ヲ捕ヘシメテ、以テ坐客ヲ饗スルノ意ヲ表スルナリ、而シテ大饗ノ具ニハ、藤原氏ノ長者ハ、祖先冬嗣ヨリ傳フル所ノ朱器臺盤ヲ用キ、自餘ノ大臣ハ、赤木黑柿机様器等ヲ用キル、新任大臣ヲ行ハザル大臣ノ如キハ、此饗ニ臨ムコトヲ得ザルヲ以テ例ト

スト云フ、

〔名目抄私儀〕大饗

〔後漢書光武〕建武十三年四月、大司馬吳漢自蜀還京師、於是大饗將士、班勞策勳、

〔年中行事歌合〕四番 左 臨時客

○中

大方大臣の母やの大饗は、年を経て行侍りしそかし鷹かひなどわたりて、其興ある事にて侍き、是は藤氏の長者、朱器饗を設侍る也、大臣の家には、様器の饗を備事也、何も此比は絶侍にこそ、返念なく侍れ、

〔江次第抄二月〕大臣家大饗○中 不行大饗大臣 謂任大臣大饗不行、則不向正月大饗所也、藤

名稱